

新潟県条例第44号

新潟県手数料条例の一部を改正する条例

新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後					改 正 前				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
(1)～(2)の2（略）					(1)～(2)の2（略）				
(3) 福祉保健部関係					(3) 福祉保健部関係				
	対象となる 事務	名称	区 分	金 額		対象となる 事務	名称	区 分	金 額
(略)					(略)				
55	(略)	(略)		(略)	55	(略)	(略)		(略)
56	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定に基づく輸出証明書の発行（厚生労働大臣の定める手続により行うものに限る。）	福祉保健部関係輸出証明書発行手数料		1件につき 1,000円					
57	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項の規定に基づく適合施設の認定（厚生労働大臣の定める手続により行うものに限る。）の申請に対する審査	福祉保健部関係適合施設認定申請手数料	(1) 現地において調査を行う場合	1件につき 20,900円					
			(2) その他の場合	1件につき 10,400円					
(4)・(4)の2（略）					(4)・(4)の2（略）				
(5) 農林水産部関係					(5) 農林水産部関係				
	対象となる 事務	名称	区 分	金 額		対象となる 事務	名称	区 分	金 額
(略)					(略)				
61	(略)	(略)		(略)	61	(略)	(略)		(略)
61	農林水産物	農林		1件につき					

2	及び食品の輸出の促進に関する法律第15条第2項の規定に基づく輸出証明書の発行（農林水産大臣の定める手続により行うものに限る。）	水産部関係輸出証明書発行手数料		1,600円					
61	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項の規定に基づく適合施設の認定（農林水産大臣の定める手続により行うものに限る。）の申請に対する審査	農林水産部関係適合施設認定申請手数料	(1) 現地において調査を行う場合	1件につき 20,900円					
3			(2) その他の場合	1件につき 10,400円					
(略)					(略)				
(6)～(9) (略)					(6)～(9) (略)				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(新潟県内水面水産試験場手数料徴収条例の廃止)
- 2 新潟県内水面水産試験場手数料徴収条例（令和元年新潟県条例第33号）は、廃止する。